

ものづくり循環経済推進事業計画

(「大分県ものづくり循環経済推進事業費補助金」対象事業)

令和7年度2次公募「公募要領」

国際的に、市場・社会からの環境配慮要請は急速に高まっており、消費者の購買行動（エシカル消費の拡大）や投資家の投資行動（ESG投資）が変化している中、事業活動そのものを循環型に転換することは、ビジネスチャンスにつながります。

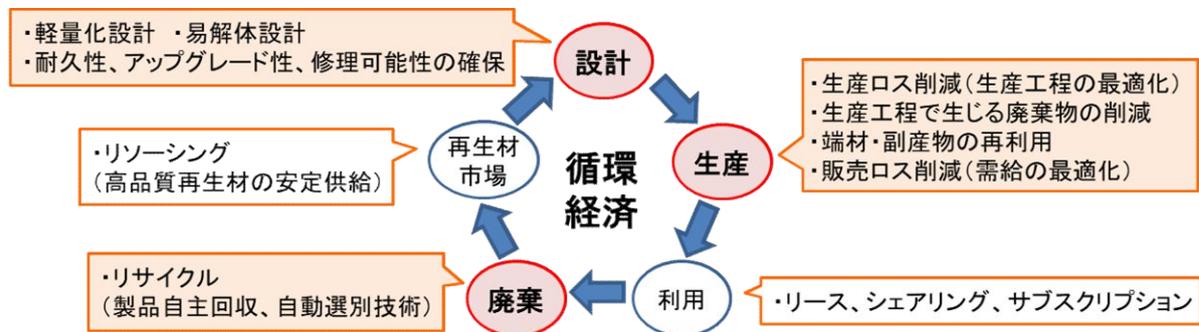
大分県では、ものづくりの分野において、資源投入量・消費量を抑えつつ、付加価値の最大化を図る循環経済への転換を図るため、その業態に応じた循環経済の取組を促進する「ものづくり循環経済促進事業」を実施しています。

【事業計画の公募】

資源と経済の好循環を図りながら持続可能なものづくり産業への転換を促進するため、モノのサイクルのうち「設計・生産・廃棄」の段階における産業廃棄物の「発生抑制・減量化・再生利用」に資する設備を導入し、収益改善（コスト削減・利益向上）を実現する事業計画を募集します。

採択された事業計画は、事業実施に必要な設備の導入に要する経費の一部を支援する「大分県ものづくり循環経済推進事業費補助金」の対象事業となります。（補助金の交付申請が可能）

(参考) 循環経済ビジョン2020（経済産業省2020.5）



【受付期間】

令和7年8月1日（金）～令和7年9月19日（金）（17：15必着）

※応募に当たっては、**令和7年9月16日(火)までに**下記担当に**事前相談**を行ってください。

※申請書・添付書類等が全て整わない場合は受付できません。

【提出先・問い合わせ先】

大分県 商工観光労働部 産業GX推進室 産業GX推進班

TEL : 097-506-3271、FAX : 097-506-1753、E-mail : a14340@pref.oita.lg.jp

●本補助金の財源(産業廃棄物税)について

本補助金は、**産業廃棄物税の税収を充当**し、課税の根拠（大分県産業廃棄物税条例第一条）に基づき実施しているもので、補助事業の実施により、**県内で排出される産業廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用に資することが重要**となります。

大分県産業廃棄物税条例(抄)

(課税の根拠)

第一条 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

※注意事項

- ・単なる設備導入等を補助の対象とするものではありません。
 - ・県内で排出される産業廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用を行う事業で
 - ①その削減及びリサイクル効果が高く、事業の先導性又は県内への波及効果が期待できるもの
 - ②収益が改善され、競争力強化が図れるもの
- が対象となります。

I 補助事業の内容

1 補助対象事業者

- ・以下の（１）及び（２）に掲げる要件を満たすもの。

（１）事業実施主体

以下の①～③のいずれかに該当する事業者

- ①県内に事業所を置く中小企業者
- ②県内に事業所を設置しようとする中小企業者（複数の事業者が共同で実施する場合を含む。）
- ③県内に事業所を置く中小企業者で構成された協同組合等法人格を有する団体

※中小企業者

- ・法人：「資本金又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数」が次に該当していること。
- ・個人：「常時使用する従業員数」が次に該当していること。

業 種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
宿泊業 (ホテル営業、旅館営業、 簡易宿所営業、下宿営業)	5,000 万円以下	200 人以下
製造業、 その他(上記に掲げる業種を除く)	3 億円以下	300 人以下

※注意事項

- ・過去に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に違反し、行政処分を受けた事業者のうち、以下に該当する者は申請できません。
 - ①違反内容の是正が完了していない者
 - ②違反内容の是正完了に関わらず、行政処分を受けて1年を経過していない者

(2) 補助対象事業

モノのサイクルである「設計・生産・廃棄」の段階において、以下の①～⑤のいずれかに該当するもので、**事業の先導性又は県内への波及効果が期待できるもの、かつ、収益改善の実現により競争力強化が図れる事業**であること。

事業の区分		事業の内容
排出削減	①発生抑制	産業廃棄物の発生を抑制する取組で、従来と比較して、発生抑制効果の向上が期待できるもの
	②減量化	産業廃棄物の事業場外への排出量を減少させる取組で、従来と比較して、減量化効果の向上が期待できるもの
リサイクル	③マテリアルリサイクル	県内で排出される産業廃棄物等を加工し、再生原料として利用するための再資源化に係る事業を行うもの
	④アップサイクル	県内で排出される産業廃棄物等を素材として利用し、新たな価値や有用性を付加して別の製品へと再生する事業を行うもの
	⑤サーマルリサイクル	県内で排出される産業廃棄物等を加工し、焼却時に生じる熱エネルギーとして利用するための燃料化に係る事業を行うもの

※注意事項

- (1) 産業廃棄物の収集運搬・保管の用に供する設備（トラックスケール含む）及び産業廃棄物の焼却・埋立処分のための選別・脱水・破碎・圧縮・焼却等の設備は対象とならない。
- (2) 設備の更新及び増設については、以下に該当する場合にのみ補助の対象となる。
 - ①発生抑制事業においては、従来の発生量がゼロになる（発生しない）場合
 - ②減量化事業においては、性能向上及び技術改良等により、削減率の大幅な向上が見込まれる場合
 - ③リサイクル事業においては、性能向上及び技術改良等により、リサイクル率の大幅な向上が見込まれる場合、又は市場ニーズ等に応えるため、リサイクル品の品質向上を実現する場合
- (3) リサイクル事業についてが、以下に該当するものであること。
 - ①焼却・埋立処分されている廃棄物をリサイクルするものであること。（既にリサイクルされている廃棄物を受け入れて行うものは、原則として対象とならない。ただし、サーマルリサイクルされている廃棄物をマテリアルリサイクルやアップサイクルするものはこの限りでない。）
 - ②対象となる産業廃棄物等の県内排出量が「80%以上」であること。
- (4) 単なる設備導入等は補助の対象としない。
また、排水処理施設については、水質浄化のみの事業は対象としない。
- (5) 法令違反の是正を目的とする設備導入等、法令遵守に必要な不可欠な措置に係る経費は、本補助金の対象外とする。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可が必要な

場合、又は大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づく事前協議が必要な場合にあつては、年度内にその許可等が確実に見込まれるものであること。

2 補助対象期間

- ・ 交付決定日から令和8年3月31日まで
(事業採択後、速やかに交付申請書を提出した場合、交付決定は7月末頃の予定です。)

3 補助率・上限額

事業	補助率	上限額
①発生抑制、 ②減量化、 ③マテリアルリサイクル ④アップサイクル	【通常枠】 1/2 以内 【賃上げ枠】 2/3 以内	【通常枠】 15,000 千円 【賃上げ枠】 18,000 千円
⑤サーマルリサイクル	【通常枠】 1/2 以内 【賃上げ枠】 2/3 以内	【通常枠】 7,500 千円 【賃上げ枠】 9,000 千円

4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な次の経費

経費区分	内容
機械装置・工具器具費	機械装置（ソフトウェアを含む）及び工具器具の購入、製造、据付け、改造に要する経費
施設整備費	機械装置の稼働に必要不可欠な建築物及び構造物の整備に要する最小限度の直接経費及び請負工事に要する経費
委託費	機械装置の導入及び施設の整備に直接必要な設計、又は排出削減事業における製品及びシステム等の設計に要する経費
その他の経費	事業実施に必要な最小限度の経費で、知事に協議し承認を得たもの

※「土地取得費、消費税及び地方消費税、振込手数料」は補助対象経費から除く。

※「賃上げ枠」について

(1) 要件

県への実績報告前の直近1か月分の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、賃上げ前と比較して1.5%以上増加していること。

ただし、時給日給雇用者については、労働時間を事業実施前の月ベースで揃えて算出・比較すること。

(2) 計算対象者

賃上げ前後の賃金台帳提出月に、当該事業所で雇用するすべての従業員のうち、同条件で在籍する者（アルバイト、パート等含む）

※賃上げ前後の賃金台帳提出月において、同条件で在席していない従業員は対象外

例①：賃上げ前の賃金台帳には記載があるが、その後、退職や休職に伴い、賃上げ後の賃金台帳には記載がない者

例②：賃上げ前の賃金台帳には記載がないが、その後雇用された者

例③：賃上げ前後の賃金台帳において、賃金形態が変更となっている者（時給→日給など）

- (3) 対象となる「賃上げ」の実施時期
事業を実施する年度の4月1日から実績報告直近1か月までの間

II 応募の方法

1 受付期間

- ・令和7年8月1日（金）～**令和7年9月19日（金）（17：15 必着）**

2 事前相談・協議等

- ・応募に当たっては、**令和7年9月16日（火）までに産業GX推進室に事前相談**を行うこと。
事前協議が整ったもの（要件の確認が完了したもの）について、申請が可能です。

商工労働観光部 産業GX推進室 産業GX推進班 TEL：097-506-3271

- ・施設の設置等に当たっては、廃棄物処理法をはじめ関係法令の許認可や協議等、必要な手続きを事前に調査し、適切に行うこと。

産業廃棄物処理業者は、**令和7年9月12日（金）までに循環社会推進課に手続きの確認**を行うこと。（事業に必要な許認可が令和7年度中に得られない場合は、補助金を交付できません。）

生活環境部 循環社会推進課 計画・調整班 TEL：097-506-3128、3135

3 提出書類

- ・メール、郵送、直接提出等で以下のすべてのデータの提出をお願いします。
- ・Excelについては、Excel データのまま提出をお願いいたします。
（郵送、直接提出の場合でも Excel データはメールで提出してください）
- ・郵送で提出する場合は、**正本1部、副本8部**を提出してください。（⑧は正本のみに添付）
長辺にダブルパンチで穴を空けて、1部ずつ、綴じ紐で綴じるか、ダブルクリップで留めること。
（フラットファイル等には綴じないこと。）

① 大分県ものづくり循環経済推進事業計画認定申請書（第1号様式）

② 事業計画書（別紙1）

※添付書類：積算の根拠が確認できる見積書

導入予定の製品パンフレット等（規格・機種等が確認できる資料）

③ 収支予算書（別紙2）

④ 定款

⑤ 株主等一覧表（別添1）

⑥ 経営状況表（別添2）

※添付書類：過去2期分の貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費・製造原価報告書

⑦ 会社概要・事業概要がわかるパンフレット類等

⑧ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でない旨を記載した「誓約書」

提出書類の様式は大分県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14340/monodukuri-2.html>

4 応募の方法

- ・以下の提出先に、メール、郵送又は直接提出してください。
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県 商工観光労働部 産業GX推進室 産業GX推進班
a14340@pref.oita.lg.jp

5 応募に関する注意事項

- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担となります。
- ・提出書類は返却しません。

Ⅲ 審査方法

1 一次選考（書類審査）

- ・提出書類一式について、形式審査を行います。
 - ①提出書類が全てそろっているか、記載内容に不備がないか等の確認。
 - ②公募要領「I 補助の内容」の「1 補助対象事業者」の要件を満たしているかの確認。
(提出後は、書類の大幅な修正及び差替え等には応じられませんのでご注意ください。)
- ・予算額を大幅に超える申請があった場合は、過去に本補助金（旧大分県循環型環境産業創出事業費補助金、旧大分県産業廃棄物削減等ものづくり事業費補助金も含む）の交付を受けたことのある事業者については、二次選考に進めない可能性があります。

2 二次選考（審査委員会）

(1) 一次選考を通過したものについて、有識者等による「大分県ものづくり循環経済促進事業審査委員会」において、以下の観点から総合的な審査を行い、認定事業を選定します。

- ①事業実施の確実性
(実施体制、事業の採算性、事業の実現可能性（リサイクル事業は収集・販売計画を含む）)
- ②産業廃棄物の削減効果 及び 収益性改善の効果
- ③事業の先導性（技術、削減システム等）
又は 地域への波及効果（地域課題の解決、地域資源の活用、地域産業への貢献等）

※過去に本補助金（旧大分県循環型環境産業創出事業費補助金、旧大分県産業廃棄物削減等ものづくり事業費補助金も含む）に採択されたことのある事業者においては、③の効果が高いことが加味されます。

(2) 審査委員会では、事業の概要について簡潔に説明をしていただいた後、委員によるヒアリングを行う予定です。（日程及び詳細については、別途お知らせします。）

- ①審査委員会への出席者は事業実施主体となる事業者です。
- ②審査委員は、あらかじめ申請書類により事業計画を把握していますので、審査委員会での説明は7分程度で簡潔に行っていただきます。
- ③審査委員会に出席するための経費（交通費及び資料作成費等）は応募者の負担となります。

(3) 以下に該当する場合は、審査委員会の結果により事業を選定する段階で、加点がなされます。

- ①中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受け、その計画期間中にある事業者

- ②経営層及び直接部門の管理者等が「令和6年度大分県ものづくり循環経済促進セミナー」を受講している事業者
- ③「パートナーシップ構築宣言」を行い、同ポータルサイトで宣言が公開されている事業者
- ④「事業継続力強化計画」の認定を取得し、中小企業庁のホームページに公表されている事業者
- ⑤「おおいたグリーン事業者認証制度」の認証を受け、その認証期間中にある事業者

IV 採択された場合の留意点

1 補助事業の実施

- ・補助事業は「大分県補助金等交付規則」及び「大分県ものづくり循環社会推進事業費補助金交付要綱」等の規程に従って実施することとなります。

2 補助金交付申請

- (1) 事業が認定された場合、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請の手続きを行う必要があります。（詳細は認定通知にてお知らせ）
 - ・事業計画の認定のみでは補助事業を実施できません。補助金の交付申請を行い、交付決定を受けることが必要です。
- (2) 交付決定の日以降に着手した事業内容が、補助金の交付対象となります。
 - ・交付決定日より前に着手（発注及び契約等）したものは、補助対象外です。

3 補助事業の状況報告及び実地調査

- ・必要に応じて補助事業の進捗状況の報告を求めるとともに、現地訪問により進捗状況を確認することがありますので、ご対応ください。

4 実績報告・確定検査

- ・事業完了後3週間を目処に、実績報告書の事前提出を行っていただきます。
- ・実績報告書の提出後、証拠書類（見積書、発注書・契約書、領収書等）の原本確認及び導入設備等の現物確認を行う現地検査を実施します。

5 補助金の支払い

- ・原則として、精算払になります。（事業完了後、確定検査を行った後に請求）

6 書類の保管・取得した財産の処分制限

- ・補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿（預金通帳、現金出納簿、預金出納簿等）及び証拠書類については、補助事業完了後5年間の保管が必要です。
- ・補助事業により取得した財産については、耐用年数の期間は、その処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保の用に供すること）が制限されます。

7 事業完了後の対応

- ・補助事業の概要及び成果について、大分県のホームページ等で公表します。
- ・事業活用事例として、セミナー等で成果発表を行っていただくことがあります。
- ・本補助金の補完事業である「ものづくり循環経済推進セミナー」を受講していただきます。
- ・設備等の供用開始後に、事業の実施状況等の照会や調査・ヒアリングにご対応いただきます。

V 事務手続の流れ

1	事業者	事業認定申請書の提出	
2	県	審査（1次選考、2次選考）	
3	県	採択（事業認定通知）	不採択
4	事業者	交付申請	
5	県	交付決定通知	
6	事業者	補助事業開始（発注・契約）	
7	県	状況報告及び実地調査	
8	事業者	変更交付申請	
9	県	変更交付決定通知	
10	事業者	補助事業完了（検収又は供用開始） （令和8年3月31日まで）	
11	事業者	実績報告 （事業完了後30日以内又は令和8年4月20日の早い方）	
12	県	確定検査	
13	県	補助金額の確定	
14	事業者	補助金の請求	
15	県	補助金の支払い （令和8年5月29日までに交付）	

期限までに不備なく交付申請を行った場合、交付決定は10月末頃の予定です。

必ず年度内に検収又は供用開始をしなければなりません。